

各 民 間 保 育 所 園 長 様

川 崎 市 こ ど も 未 来 局
保 育 ・ 幼 児 教 育 部 保 育 第 1 課 長

**令和 5 年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等の年度末に向けた
請求事務の取扱いについて（通知）**

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
さて、標記給付費等の年度末に向けた請求事務の取扱いについては、請求期間も残り僅かとなってきたところですが、上半期と同様に、物価高騰対応加算（給食費・光熱費）下半期分を実施いたします。また、年度末の円滑な請求・支払事務のため、物価高騰対応加算（給食費・光熱費）及び給付費の追加等の請求について、次のとおり取扱うことといたします。

1. 物価高騰対応加算（給食費・光熱費）について

(1) 概要

上半期分に実施した原油価格・物価高騰にかかる物価高騰対応加算（給食費・光熱費）について、川崎市消費者物価指数に基づき単価の見直しをした上で、上半期と同様に、保護者及び保育所支援として下半期分の加算を実施いたします。

(2) 加算額及び算定方法

加算額は、単価に対し、各月初日の市内児童数を乗じた額とします。各加算単価と実施月数は次のとおりといたします。（申請書の提出は不要）

	物価高騰対応加算（給食費）	物価高騰対応加算（光熱費）
単価	児童一人当たり月額 775円	児童一人当たり月額 34円
対象期間	令和5年10月～令和6年3月	令和5年10月～令和6年3月

(3) 支給方法

昨年度と同様に毎月の給付費の中で支給いたしますので、**3月分の給付費の請求**において、物価高騰対応加算（給食費）及び物価高騰対応加算（光熱費）を**令和5年10月～令和6年3月分を月毎に請求してください。**

(4) 注意事項

次年度以降の物価高騰対応加算（給食費・光熱費）の実施については、現在、未定です。給食費に係る保護者からの徴収額につきましては、毎月お支払いしている給付費の食材料費に係る市加算（給食費・一般生活費）等を活用し、増額を控えていただきますようお願いいたします。

2. 追加分等の請求について

令和5年度の給付費等の請求期間は、本市の出納整理期間である令和6年5月までとなります。公定価格の改定に伴う全月分の追加払やその他未精算・未請求分の追加払等を限られた期間で円滑に処理するため、次の表のとおり、請求の分散化等を図りたいと思いますので、御理解・御協力をお願いいたします。

請求年月	請求上の留意点
令和6年3月	<p>◎ <u>公定価格の単価改定下半期分（10～1月）及び3月分を請求</u>してください。</p> <p>◎ <u>物価高騰対応加算（給食費及び光熱費）下半期分（10～3月）を請求</u>してください。</p> <p>◎ <u>処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲについて、順次認定の上、通知書を出します</u>ので、<u>通知書が届き次第認定に合わせて請求</u>してください。また、現在暫定で請求している施設についても同様です。</p> <p>◎ 4月～2月分の追加請求について未請求分がある施設は、<u>可能な限り3月に請求</u>してください。</p> <p>◎ 歯科検診事業費、保育必要量や入退所日の誤り等の請求・調整がある施設についても、<u>可能な限り3月に請求</u>してください。</p> <p>◎ <u>3月加算については、順次認定の上、通知書を出します</u>ので、<u>通知書が届き次第請求</u>してください。ただし、<u>地域活動事業費については、4月請求</u>としてください。</p>
令和6年4月	<p>◎ 本市の認定を受けた<u>地域活動事業費については、4月の請求</u>としてください。</p> <p>◎ 4月～3月分の追加請求について、各種認定通知等が届いている施設は、<u>必ず4月に請求</u>してください。</p>
令和6年5月	<p>◎ 令和5年度分における<u>請求漏れがないかご確認上、該当する場合には請求を行ってください</u>。</p>

3. その他の留意事項について

年度末の請求において留意が必要な事項については、以下の点が想定されますので、御確認ください。

(1) 延長保育の請求について

延長保育費について、当初請求時には、土曜実施「有」として請求している施設のうち、実績では土曜実施「無」となり、追加請求時に減額となっている施設があります。3月当初請求分について同様に請求を行うと、4月請求時に過払分を戻入納付していただくこととなり、市・園共に大きな事務負担が発生します。3月請求においては、3月分の延長保育費は極力請求せずに4月請求としていただくか、請求する場合でも、土曜実施「無」とするなど、過大な請求とならないよう御協力をお願いします。

(2) 産休等代替臨時職員雇用費について

産休・病休が有給である施設のうち、各月の雇用状況報告書上で、産休・病休取得者がおり、かつ、市の加配職員を含めた配置基準上の人数を超えた常勤並み以上の職員配置がある施設において、毎年、産休等代替臨時職員雇用費の請求ができるにもかかわらず請求しない施設が散見されますので、請求漏れが無いよう御留意ください。

(保育第1課)

電話 044-200-2662